

# 兵庫県公報

令和2年12月2日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第37号）

#### 1 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

##### (1) 期末手当の改正

ア 職員（再任用職員及び防災監等を除く。）の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の130から100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の110から100分の107.5）に引き下げることにした。

イ 防災監等の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の170から100分の167.5に引き下げることにした。

##### (2) 期末手当の特例

令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイの割合とすることとした。

ア 職員（再任用職員及び防災監等を除く。） 100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）

イ 防災監等 100分の165

##### (3) 給料表の改正

行政職給料表の6級に号給を追加することとした。

#### 2 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

##### (1) 期末手当の改正

特別職に属する常勤の職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の170から100分の167.5に引き下げることにした。

##### (2) 期末手当の特例

令和2年12月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給割合を100分の165とすることとした。

#### 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

##### (1) 期末手当の改正

任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の170から100分の167.5に引き下げることにした。

##### (2) 期末手当の特例

令和2年12月に支給する任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の165とすることとした。

## 条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第37号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改め、同条第6項中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附則第7条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第7条 令和2年12月に支給する職員の期末手当に係る第25条第2項、第3項及び第6項の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の110」とあるのは「100分の105」と、同条第6項中「100分の170」とあるのは「100分の165」とする。

別表第1中

「

381,000	393,000
381,500	
381,900	
382,300	
382,600	

」

を

「

381,000	393,000
381,500	393,300
381,900	393,600
382,300	393,800
382,600	394,000

」

に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則第5条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第5条 令和2年12月に支給する職員の期末手当に係る第28条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の130」とあるのは、「100分の125」とする。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「100分の170」を「100分の167.5」に改め、同項第2号中「100分の102」を「100分の100.5」に改め、同項第3号中「100分の51」を「100分の50.25」に改める。

附則第18項を次のように改める。

(期末手当の特例)

18 令和2年12月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、同項第1号中「100分の170」とあるのは「100分の165」と、同項第2号中「100分の102」とあるのは「100分の99」と、同項第3号中「100分の51」とあるのは「100分の49.5」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(期末手当の特例)

- 2 令和2年12月に支給する第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「、第24条の3及び第25条第2項」とあるのは「及び第24条の3の規定並びに給与条例附則第7条において読み替えて適用する給与条例第25条第2項」と、「第25条第2項中「100分の130」とあるのは「附則第7条において読み替えて適用する給与条例第25条第2項中「100分の125」と、「100分の170」とあるのは「100分の165」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

第10条第2項中「職員、」を「職員及び」に、「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(期末手当の特例)

- 4 令和2年12月に支給する特定任期付職員の期末手当に係る第9条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第9条第2項中「、第24条の3及び第25条第2項」とあるのは「及び第24条の3の規定並びに県職員給与条例附則第7条において読み替えて適用する県職員給与条例第25条第2項」と、「第25条第2項中「100分の130」とあるのは「附則第7条において読み替えて適用する県職員給与条例第25条第2項中「100分の125」と、「100分の170」とあるのは「100分の165」と、第10条第2項中「並びに第28条第2項」とあるのは「の規定並びに教育職員給与条例附則第5条において読み替えて適用する教育職員給与条例第28条第2項」と、「第28条第2項中「100分の130」とあるのは「附則第5条において読み替えて適用する教育職員給与条例第28条第2項中「100分の125」と、「100分の170」とあるのは「100分の165」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与等に関する条例別表第1の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。